

こ総政第 256 号
令和 5 年 11 月 17 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

こども家庭庁長官

こども基本法に基づくこども・若者、子育て当事者の意見反映について（通知）

平素より、こども施策の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法（令和 4 年法律第 77 号、以下「法」という。）では、第 3 条において、基本理念として、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見を表明する機会の確保（第 3 号）や年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重（第 4 号）が掲げられるとともに、第 11 条において、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられています。

地方公共団体とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定される普通地方公共団体及び特別地方公共団体として、議会、委員会、附属機関を含むものです。

別添のとおり、こども家庭庁においては、こども・若者意見反映推進事業（通称：「こども若者★いけんぷらす」）を始めとした取組を実施しているところ、地方公共団体におかれましても、こども・若者の意見を政策に反映させるための具体的な取組のポイントや流れ、地方公共団体における先進事例等を参考に、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置が講じられるように、本通知の内容を、議会や教育委員会を始めとする委員会を含め周知いただきますようお願いいたします。

併せて、各都道府県におかれましては、域内の市区町村（指定都市を除く。）において、議会や教育委員会を始めとする委員会を含め、本通知の内容が周知されるよう御配慮願います。

(別添)

こども・若者、子育て当事者等の意見をこども施策に反映させるための
国における取組

- こども家庭庁創設前に、「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」の報告書において、こども・若者の意見の政策への反映に関する流れや取組のポイントや先進的な取組を行っている 16 の地方公共団体の取組をまとめています（別紙 1、2）。
 - 同調査研究を踏まえ、こども家庭庁では、こども・若者意見反映推進事業（通称：「こども若者★いけんぷらす」）を開始し、多様な手法でこども・若者から意見を聴き、政策への反映に向けて取組を進めています（別紙 3）。
 - こども施策に関する今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱の策定に向けては、こども家庭審議会答申の中間整理に対して、同事業を活用するなどし、こども・若者、子育て当事者等から意見を聴きました（別紙 4）。
 - この度、こども・若者意見反映サポート事業として、地方公共団体におけるこども・若者の意見反映に係る取組の好事例の創出と横展開を行うため、希望する地方公共団体に対し、こども・若者から意見を聴く場づくりを始めとする一連のプロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーターやこども家庭庁職員の派遣などを開始します（別紙 5）。
- また、年度内に、法第 11 条の趣旨や意見聴取の手法についての地方公共団体向けの説明会の実施も予定しています。

<別紙一覧>

- (別紙 1) こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書(抜粋)
- (別紙 2) 国内先進事例調査 結果一覧
- (別紙 3) こども・若者意見反映推進事業（こども若者★いけんぷらす）について
- (別紙 4) こども大綱中間整理におけるこども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について
- (別紙 5) こども・若者意見反映サポート事業について